

# 福祉避難所開設・運営マニュアル



(2020年) 令和2年9月

## 目 次

### □□□はじめに

---

#### ■■■福祉避難所の意義と目的

---

1 福祉避難所とは	1
(1) 概要	1
(2) 指定施設	1
2 福祉避難所の利用の対象となる者	2
3 開設期間	2
4 福祉避難所への避難の流れ	2

#### ◆■■第1章 平常時における取り組み

---

1 福祉避難所の対象となる者の把握等	3
2 福祉避難所の指定	3
(1) 福祉避難所として利用可能な施設の把握	3
(2) 福祉避難所の指定	3
3 福祉避難所の周知	4
(1) 要配慮者とその家族への周知	4
(2) 地域住民への周知	4
(3) 介護支援専門員への周知	4
4 福祉避難所の整備	4
5 物資・器材、人材、移送手段の確保	5
(1) 物資・器材の確保	5
(2) 支援人材の確保	5
(3) 移送手段の確保	5
6 社会福祉施設、医療機関との連携	6
(1) 福祉避難所の設置・運営に係る連携強化	6
(2) 緊急入所等への対応	6
7 福祉避難所の運営体制の事前整備	6
8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	6
(1) 訓練、研修等の実施	6
(2) 知識の普及啓発	7

#### ◆◆■第2章 災害時における取り組み

---

1 福祉避難所の開設	8
2 福祉避難所の運営体制の整備	8
(1) 避難所担当職員の派遣、要配慮者班の設置	8
(2) 福祉避難所の運営体制の整備、支援活動	

3	福祉避難所における要配慮者への支援	8
(1)	福祉避難所の避難者名簿の作成・管理	8
(2)	福祉避難所における支援の提供	8
(3)	緊急入所等の実施	8
4	福祉避難所の閉鎖（指定解除）	9
(1)	福祉避難所の統廃合	9
(2)	福祉避難所の撤収・解除	9
5	福祉避難所の設置・運営に係る費用の負担	9
6	福祉避難所開設から閉鎖までの流れ（イメージ）	10

#### ◆◆◆様式

---

様式1	スクリーニングシート	11
様式2	福祉避難所開設要請書	13
様式3	福祉避難所避難者名簿	14
様式4	福祉避難所解除通知書	15

#### ◆◆◆資料

---

資料1	福祉避難所一覧	16
資料2	災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	17

## □□□はじめに

---

災害時において、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの方々の中には、普段の生活に比べ、必ずしも生活環境が十分に整備されていない小中学校の体育館等の一般の避難所では、長期間の避難生活が困難であり、特別な配慮を必要とする方々への避難支援体制の構築は必要不可欠となっております。

本市は、令和元年10月の「令和元年東日本台風」の記録的な増水により、甚大な被害を受け、避難に際し福祉避難所も開設したところでありましたが、災害時における緊急・迅速な対応の難しさを再認識させられました。

本マニュアルは、平成28年4月に内閣府（防災担当）から示された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考として、「令和元年東日本台風」の対応を検証し、課題への対策を踏まえ作成しました。

本マニュアルは、災害発生時において、福祉避難所が迅速かつ円滑に開設・運営ができることを目的として、平常時からの基本的な取り組みや、災害時における支援・取り組みについての基本的な事項を定め、災害時に備えるものとしております。

## ■■■福祉避難所の意義と目的

---

### 1 福祉避難所とは

#### (1) 概要

福祉避難所とは、要配慮者を滞在させることを想定した避難所であり、災害対策基本法で定める市町村が指定する避難所の一つで、災害対策基本法施行令により下記のように規定されています。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々を対象とする避難所であり、必要に応じて市が開設する二次的避難所であることから、原則として発災直後から避難所として利用することはできません。

#### (2) 指定施設

中野市では災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協議書（以下「協定」という。）を締結し、24施設を福祉避難所として指定しています。（令和3年8月現在）

- ・ 高齢者施設                      18 施設
- ・ 障がい者支援施設            5 施設
- ・ その他施設                      1 施設

※ 福祉避難所一覧（P16 資料1を参照）

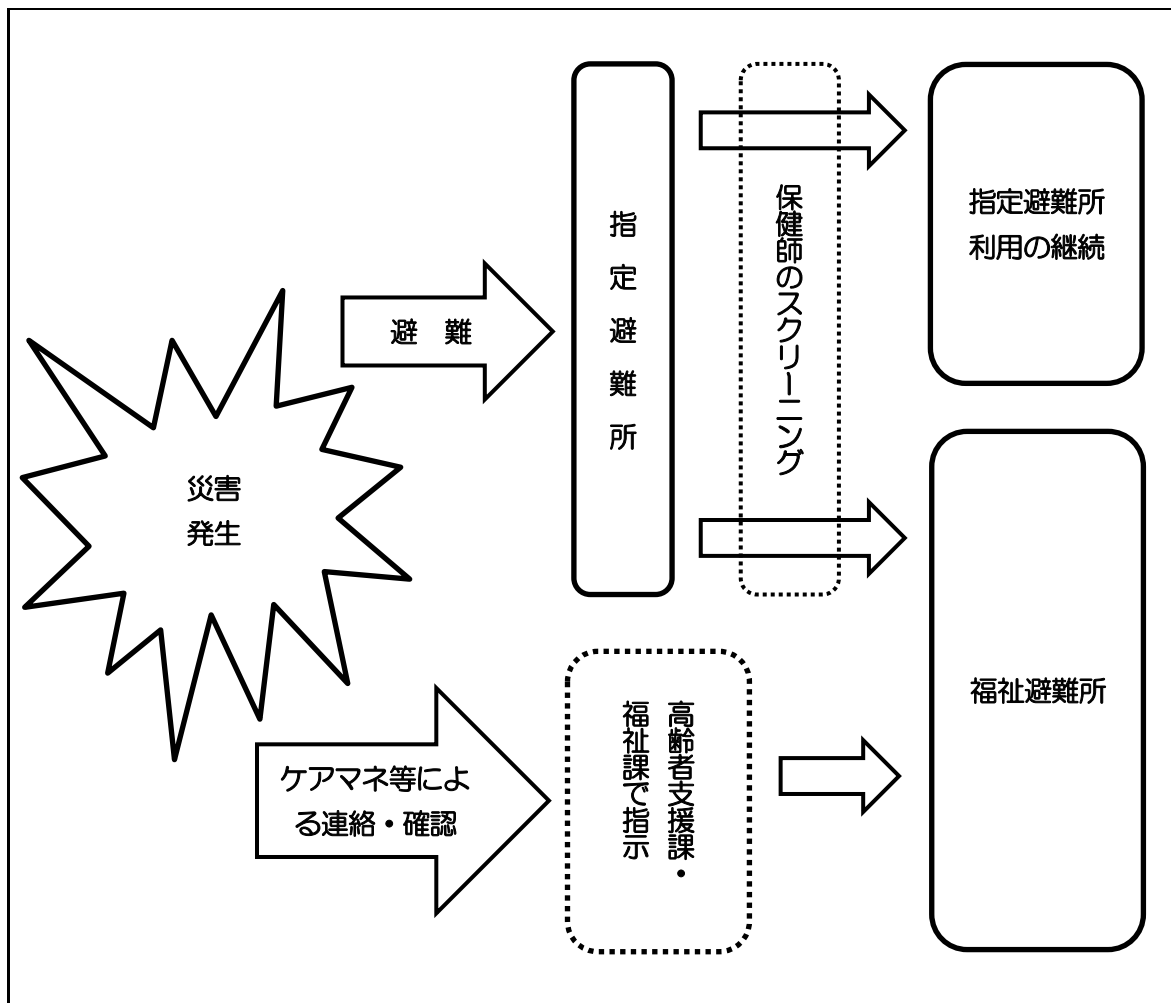
## 2 福祉避難所の利用の対象となる者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族が対象です。（家族は、要配慮者を介護するために必要な人数に限ります。）

## 3 開設期間

災害救助法及び協定書では、福祉避難所の開設期間は原則として災害発生から7日以内としていますが、災害の状況等により開設期間の延長が必要な場合には、中野市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と福祉避難所指定施設と協議し、延長する場合があります。

## 4 福祉避難所への避難の流れ



- ① 発災直後は、まず身の安全を確保するため、中野市防災計画に定めた指定避難所（学校体育館等）に避難します。福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々を対象とし、必要に応じて市が開設する二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。
- ② 福祉避難所の対象者に該当するか否かについては、内閣府が策定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考に、各指定避難所に配置された保健師がスクリーニング（様式第1号）を行い、所見に基づき健康福祉部（健康づくり課、福祉課、高齢者支援課）が福祉避難所との受入れ調整を行う。
- ③ 福祉避難所の受入れ態勢が整った時点で、対象者を家族等の支援により福祉避難所へ移送する。  
移送手段がない場合は市と福祉避難所で協議のうえ、移送支援を行う。（5-(3)参照）

## ◆■■第1章 平常時における取り組み

---

### 1 福祉避難所の対象となる者の把握等

- ① 福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所に避難させることができるよう、平常時から対象者の現況等を把握する。
- ② 災害時において、安否確認、避難情報の伝達、避難誘導支援、福祉避難所の設置等の対策に活用し、また、平常時からの対策を検討・実施するために、把握した情報はデータベースとして整備しておく。また、最新の情報を保持するために、定期的に登録情報の確認・更新を行う。
- ③ 福祉避難所の指定、整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿や既存統計等により福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。
- ④ 把握した概数を最大規模の対象者として、その人数の避難を可能とすることを目標に、福祉避難所の指定・整備を行う。

### 2 福祉避難所の指定

- (1) 福祉避難所として利用可能な施設の把握
  - ・福祉避難所として利用可能な施設を洗い出し、福祉避難所として指定し確保を目指す。
- (2) 福祉避難所の指定

- ① 施設自体の安全性が確保されていること。
  - ・耐震性が確保されていること。[地震]
  - ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
  - ・浸水履歴や浸水予想等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
  - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- ② 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
  - ・原則として、バリアフリー化されていること。
  - ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資、器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- ③ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
  - ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。(概ね配慮者1名あたり4㎡、介護者1名あたり2㎡を目安とする。)

### 3 福祉避難所の周知

- (1) 要配慮者とその家族への周知
  - ・介護支援専門員、相談支援専門員、民生委員、保健師等を通じ、また、防災ガイドブック等の媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を周知する。
- (2) 地域住民への周知
  - ・防災ガイドブック、ホームページ、広報紙等の媒体を活用し周知を図る。
  - ・福祉避難所は「特別な配慮を必要とする方の避難所」であり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては、対象としない旨の周知を行う。
- (3) 介護支援専門員への周知
  - ・独居、老々世帯の要配慮者が、福祉避難所への避難が円滑に行えるよう、介護支援専門員に福祉避難所に関する情報を周知する。
- (4) 相談支援専門員への周知
  - ・障がい福祉サービスを利用する要配慮者が、福祉避難所への避難が円滑に行えるよう、相談支援専門員に福祉避難所に関する情報を周知する。

### 4 福祉避難所の整備

- (1) 福祉避難所の施設整備
  - 市は施設管理者と連携して、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行う。

【具体的な整備項目】

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風、換気の確保
- ・冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線等）
- ・その他必要と考えられる整備

## 5 物資・器材、人材、移送手段の確保

### (1) 物資・器材の確保

市は施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る。

【物資・器材】

- ・介護用品、衛生用品（女性用品含む）、授乳用品、おむつ等
- ・飲料水、要配慮者に適した食料（おかゆ食等）・食器、使い捨て食器、毛布、タオル、下着、衣類、電池等
- ・携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、オストメイト対応仮設トイレ、ベッド、担架、パーテーション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、イヤーマフ、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- ・停電時に備えた発電機等（※1）
- ・点字や掲示板、絵等で情報を伝達するために必要な用具やヘルプカード

### （※1）非常用発電装置を整備している施設

施設名	住所
特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	中野市大字片塩 58-23
特別養護老人ホームふるさと苑	中野市大字穴田 2322-1
北信総合病院老人保健施設 もえぎ	中野市大字吉田 123-1

### (2) 支援人材の確保

市は要配慮者の避難生活を支援するにあたり、必要となる専門的人材の確保に関して支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結する。

### (3) 移送手段の確保

- ① 自宅から福祉避難所への避難、一般の避難所から福祉避難所への避難等については、要配慮者及びその家族が行うことを原則とする。



- ② 移送が困難な場合においては、自主防災組織、民生委員、支援団体、市職員等による支援を得て避難することとする。
- ③ 避難者を搬送する車両等がない場合、要配慮者を受入れる福祉避難所等の施設に対し、施設の送迎車等での搬送の協力を要請する。
- ④ 市は、要支援者とその家族による移送が困難となる場合を想定し、社会福祉協議会、福祉避難所の管理者、福祉施設、その他福祉車両を所有する事業者と協力することについて連携を図ることとする。
- ⑤ 避難支援計画（個別計画）が定められている方については、個々の計画に基づき福祉避難所に避難するものとする。

## 6 社会福祉施設、医療機関等との連携

- (1) 福祉避難所の設置・運営に係る連携強化
  - ・社会福祉施設や医療機関等との連携を図るため、積極的に情報共有の場を設ける。
  - ・社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制の構築を図り、団体・事業者間同士の協定締結など、事業者間の連携強化を促進する。
  - ・災害時において、福祉避難所での感染症の発生・拡大防止、発症した際の適切な対応を図るため、医療機関との連携を図る。
- (2) 緊急入所等への対応
  - ・緊急入所等について、受け入れ可能施設の情報を整理・更新する。

## 7 福祉避難所の運営体制の事前整備

- ・災害時において速やかに福祉避難所が開設及び運営ができるよう、あらかじめ福祉避難所担当課（担当係）を定める。
  - ①福祉課 障がい福祉係
  - ②健康づくり課 保健医療推進係・母子保健係
  - ③高齢者支援課 介護予防包括支援係

## 8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

- (1) 訓練、研修等の実施

福祉避難所の設置・運営訓練については、災害を想定した関係者による図上訓練など、災害発生後から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認します。

訓練を通じて、実施体制やマニュアル等を検証し、福祉避難所の設置・運営等にかかる対策の検討・立案に役立てます。

(2) 知識の普及啓発

災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、平常時から要配慮者やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に福祉避難所について、広報紙や公式ホームページ、くらしと防災ガイドブック等を活用し、知識の普及を図ります。

## ◆◆■第2章 災害時における取組み（開設・運営・解消）

---

### 1 福祉避難所の開設

市（対策本部）は、災害が発生し、指定避難所に避難してきた者の中に、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所開設の必要性があると認められる場合には、協定を締結している関係機関へ開設について要請（様式第2号）を行う。

### 2 福祉避難所の運営体制の整備

#### (1) 避難所担当職員の派遣、要配慮者班の設置

福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣する。しかし災害発生当初の災害状況によっては福祉避難所に派遣する職員を確保できないことが想定されるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

#### (2) 避難所の運営体制の整備、活動支援

福祉避難所の設置運営は協定締結施設の委託することになることから、市は県と連携し、福祉避難所、対策本部等との連絡調整、福祉避難所担当職員を配置するとともに、福祉避難所へ保健師等の専門人材やボランティアの配置を行う。

### 3 福祉避難所における要配慮者への支援

#### (1) 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

- ① 福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握するため、避難者名簿（様式第3号）を作成する。
- ② 避難している要配慮者の健康状態、各種サービスの必要性、利用意向、仮設住宅への入居等について継続的に把握する。
- ③ 福祉避難所において、障がい者や高齢者などが生活するうえでの問題事項をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努める。

#### (2) 福祉避難所における支援の提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。

#### (3) 緊急入所等の実施

- ① 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切な対応を行う。
- ② 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

#### 4 福祉避難所の閉鎖（指定解除）

##### (1) 福祉避難所の統廃合

- ① 福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出てきた場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。
- ② 福祉避難所の統廃合については、避難者の理解と協力を求めるため、要配慮者及びその家族に対し、十分に説明を行う。

##### (2) 福祉避難所の撤収・解除

- ① 福祉避難所の施設に甚大な被害が生じた場合または被害の発生が予測される場合、伝染病・感染症等の発生拡大などの事態により避難生活の継続が困難と判断される場合は、福祉避難所の指定を解除する。
- ② 福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖し、協定に基づき開設している関係機関へ閉鎖について通知（様式第4号）します。

#### 5 福祉避難所設置・運営に係る費用の負担

福祉避難所の設置・運営のために要した費用については、協定に基づき市が負担します。

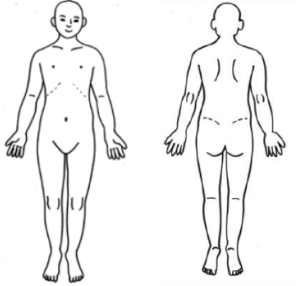
## 6 福祉避難所開設から閉鎖までの流れ（イメージ）

時間	項目	福祉避難所	中野市災害対策本部
平常時	事前準備	<p>【平常時からの備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所運営マニュアル等の整備</li> <li>備蓄、備品等の準備</li> <li>定期的な避難所運営訓練実施 など</li> </ul>	<p>【平常時からの備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所の指定・拡大</li> <li>要配慮者に考慮した物資、資材確保</li> <li>福祉避難所の周知啓発 など</li> </ul>
発災直後～24時間以内	開設要請	<p>①職員及び入所者の安否確認</p> <p>↓</p> <p>②施設の損傷等の確認・点検                      損傷の有無等について、所管課（身障関係：福祉課、高齢者関係：高齢者支援課）に連絡                      中野保健センターは健康づくり課が確認</p>	<p>①福祉避難所開設の検討・判断                      ・災害規模等により判断</p> <p>↓</p> <p>②施設被災状況の把握                      施設から連絡を受け、開所の可否を判断。施設からの連絡がない場合は、市職員が巡回して確認</p> <p>↓</p> <p>③福祉避難所開設可能施設に開所を要請</p>
	受入準備	<p>③避難者受け入れの事前準備                      ・必要物資等の調達・要請                      ・受入場所、トイレの確保                      ・必要人員の確保・要請</p>	<p>④物資・人材等の確保                      施設から要請を受けて、物資の配達、人材の派遣</p> <p>⑤要配慮者のスクリーニング実施                      指定避難所等の避難者の中から、福祉避難所への移送が必要な対象者を配置された保健師が選定</p>
	受入開始	<p>④避難者受け入れ                      ・要配慮者の受入について市と調整                      ・避難者名簿を作成し、受入を開始</p> <p>↓</p> <p>⑤災害時要援護者支援班の受入れ及び支援班と協力し、避難者の支援の実施</p>	<p>⑥要配慮者の受入れ要請及び移送                      ・要配慮者の受入れを要請                      ・受け入れ可能な要配慮者を移送。必要に応じて、施設にも協力を依頼</p> <p>⑦災害時要援護者支援班の派遣                      保健師等による避難者の相談窓口、避難者の状況確認、要望等の把握</p>
24時間～70以内	避難所運営	<p>⑥避難所運営                      ・必要物資等の要請・受入等                      ・ボランティア等の要請・受入                      ・支援サービスの提供</p>	<p>⑧物資・人材の確保                      施設から要請を受けて、物資の調達・配達、人材の派遣</p>
	閉鎖準備	<p>⑦避難者の退所調整                      災害対策本部と協力しながら、避難者の退所に向けた協議の実施</p>	<p>⑨避難者の対処調整                      ・施設と協議しながら、避難者の退所に向けた関係機関との調整の実施                      ・必要に応じて避難所統廃合の検討</p>
	閉鎖	<p>⑧福祉避難所の閉鎖</p>	<p>⑩「閉鎖通知書」で福祉避難所の閉鎖を通知</p>
閉鎖後	費用請求	<p>⑨運営費の整理・請求                      運営にかかった人件費、備品等の経費の請求</p>	<p>⑪運営費用の支払い                      施設から請求を受けて、運営にかかった人件費、備品等の経費の支払い</p>

取扱注意

(様式第1号)

スクリーニングシート 記入日(令和 年 月 日) 記入者( )

氏名			( 才)	男・女	避難所( )
住所	中野市			電話番号	
家族	<input type="checkbox"/> 同居家族あり(付添人: 続柄: 電話: ) <input type="checkbox"/> 同居家族なし(家族住所: 電話: )				
簡易所見	<input type="checkbox"/> 透析・酸素・吸引など緊急的な支援の必要が見受けられる。 <input type="checkbox"/> 発熱・けが・身体状況により体調不良や支援の必要性が見受けられる。 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
ADL情報	軽度		➔		重度
①移動移乗	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 杖・補助具	<input type="checkbox"/> 車椅子	<input type="checkbox"/> 要介助	<input type="checkbox"/> 全介助(避難所生活困難)
②食事	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 特別食等 要配慮	<input type="checkbox"/> 要介助		<input type="checkbox"/> 全介助(避難所生活困難) <input type="checkbox"/> 胃ろう(避難所生活困難)
③排泄	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> ポータブル トイレ	<input type="checkbox"/> 要介助	<input type="checkbox"/> おむつ・ パット	<input type="checkbox"/> 全介助(避難所生活困難)
④入浴	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 要介助	<input type="checkbox"/> 福祉用具必要	<input type="checkbox"/> 要介助	<input type="checkbox"/> 全介助
⑤コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 福祉用具必要	<input type="checkbox"/> 意思疎通困難	<input type="checkbox"/> 意思表示困難	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 難聴
⑥行動(障害)	<input type="checkbox"/> 特になし	<input type="checkbox"/> 感情不安定	<input type="checkbox"/> 被害的	<input type="checkbox"/> 徘徊	<input type="checkbox"/> その他( )
介護認定等情報	介護認定 有( )・無 障害手帳 有( )・無 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> 食事制限( ) <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> アレルギー <input type="checkbox"/> 感染症( )		<input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 産前・産後・授乳中 <input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 精神疾患
治療中	病名( ) お薬手帳 有・無				
連携している 専門職	かかりつけ医				
	ケアマネジャー				
	相談支援 専門員				
必要物品					
特記事項					

判 断	( )	避難所での生活はできる。(マット・ポータブルトイレ・食事配慮必要)
	( )	避難所での生活はできる。(地域や家族の支援必要)
	( )	福祉避難所の入所が必要。
	( )	在宅でのケア・介護保険制度利用が必要。
	( )	医療ケア・入院等が必要。
	( )	その他( )

【スクリーニング判断基準】

(内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」から引用)

	区分	判断基準		避難先・ 搬送先例
		概要	実例	
1	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療が必要</li> <li>発熱、下痢、嘔吐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸素</li> <li>吸引</li> <li>透析</li> </ul>	病院
2	日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、排泄、移動が一人でできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃ろう</li> <li>寝たきり</li> </ul>	福祉避難所 (※1)
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、排泄、移動の一部に介助が必要</li> <li>産前・産後・授乳中の母子</li> <li>医療処置を行えない</li> <li>3歳以下とその親</li> <li>精神疾患がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半身麻痺</li> <li>下肢切断</li> <li>発達障がい</li> <li>知的障がい</li> <li>視覚障がい</li> <li>聴覚障がい</li> <li>骨粗しょう症</li> </ul>	個室 (体育館以外の教室など)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">福祉避難スペース (※2)</div>
4	自立	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行可能、健康、介助がいない、家族の介助がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者</li> <li>妊婦</li> </ul>	大部屋

(※1) 妊産婦 乳児を含む

(※2) 状況に応じて避難所内に福祉避難スペースを設け、避難者の態様に応じたケアを行う。

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

(施設名)

\_\_\_\_\_あて

中野市災害対策本部長  
(中 野 市 長)

### 福祉避難所開設要請書

災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書の規定に基づき、福祉避難所の開設及び運営について、下記のとおり要請します。

#### 記

- 1 施設名
- 2 開設期間 令和 年 月 日( )～令和 年 月 日( )
- 3 その他 開設期間の延長が必要な場合にあつては、協議のうえ開設期間の延長を要請します。



取扱注意

(様式第3号)

福祉避難所 避難者名簿

施設名： \_\_\_\_\_

No.	住 所	氏 名	性 別	年 齢	入 所	退 所	要配慮者 介 護 者
1					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
2					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
3					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
4					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
5					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
6					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
7					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
8					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
9					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
10					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
11					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
12					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
13					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	
14					月 日	月 日	配・介
					時 分	時 分	

※時間は24時間制で記入

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

(施設名)

\_\_\_\_\_あて

中野市災害対策本部長  
(中 野 市 長)

福祉避難所閉鎖（指定解除）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で要請しました福祉避難所の設置及び運営について、  
下記のとおり閉鎖（指定解除）します。

記

1 施設名

2 解除日 令和 年 月 日（ ）

## 福祉避難所一覧

## 高齢者福祉施設（原則として高齢者）

	施設名	所在地	収容人数
1	特別養護老人ホーム フランセーズ悠なかの	片塩 58-23	20
2	特別養護老人ホーム ふるさと苑	穴田 2322-1	8
3	特別養護老人ホーム 高社の家	新井 353	15
4	老人保健施設 もえぎ	七瀬 123-1	8
5	宅老所縁が和	新野 59-4	5
6	宅老所ぼぼんた	新野 59-1	5
7	ツクイ中野新井	新井 427-2	10
8	デイサービスセンターながでんハートネット中野	西 1-6-2	5
9	中野市デイサービスセンターさくら	豊津 3076	5
10	中野市デイサービスセンターさくら（すみれ）	豊津 3076	5
11	あんげんじ敬老園デイサービスセンター	安源寺 665-3	10
12	デイサービスセンターながでんハートネット中野江部	江部 450-1	5
13	こうしゃ敬老園デイサービスセンター	竹原 1135-1	5
14	デイサービスチャレンジチャレンジ	中央 2-1-2	5
15	デイサービスセンター湯処ながみね	田麦 341-3	4
16	宅老所ひなたぼっこ	吉田 1249-1	3
17	グループホーム風のコテージ	間山 838-2	5
18	グループホームこだま	草間 1071-4	2

## 障害支援施設（原則として障がい者）

	施設名	所在地	収容人数
19	中野市障がい者デイサービスセンターいこいの里	西条 62-2	7
20	発達サポートーズねくすと	一本木 427-1	15
21	総合安心センターはるかぜ	片塩 44-8	3
22	生活介護事業所きなり	笠原 767-1	7
23	障がい者支援施設 のぞみの郷高社	笠原 765-1	3

## その他（原則として妊産婦、乳児）

	施設名	所在地	収容人数
24	中野保健センター	西一丁目 1-7	56

## 災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、災害の発生時等において介護が必要な高齢者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害の発生時等において甲が福祉避難所として指定し、及び使用するにあたり、必要な事項を定める。

## （用語の意義）

第2条 この協定において使用する用語は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

福祉避難所 災害時に通常の避難所では生活が困難な、避難行動要支援者の受入れを目的とするものをいう。

## （福祉避難所の指定）

第3条 甲は、災害時において福祉避難所として使用する施設を、次のとおり指定する。

名 称	位 置

## （福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において中野市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の決定により、前条の施設に福祉避難所を開設する。

2 乙は、前項の決定があったときは、甲の要請の通知により、速やかに避難行動要支援者の受入れ態勢を整えるものとする。

3 乙は、前項の受入れ態勢が整ったときは、速やかに甲にその旨を通知するものとする。

## （通知の方法）

第5条 甲が行う前条第2項の通知は、書面による方法で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、乙が行う前条第3項の通知について準用する。

## （福祉避難所の管理）

第6条 福祉避難所の管理は、乙が行う。

## （福祉避難所の業務）

第7条 乙が行う福祉避難所の管理に係る業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 福祉避難所の避難行動要支援者の受入れに関する業務
- (2) 要配慮者の受入れ及び帰宅に伴う搬送業務
- (3) 避難行動要支援者及びその親族の生活支援の相談に関する業務
- (4) 避難行動要支援者が必要とする介護サービス等の提供に関する業務
- (5) その他災害時における住民に関して必要と認める業務

(福祉避難所の開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害の発生の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、災害の被害状況等により、対策本部が福祉避難所の開設期間の延長を決定したときは、乙と協議のうえ開設期間の延長の要請を通知するものとする。

3 乙は、前項の延長の要請を可とするときは、速やかに甲にその旨を通知するものとする。

4 第5条第1項の規定は、甲が行う第2項の通知及び乙が行う前項の通知について準用する。

(福祉避難所の閉所)

第9条 甲は、対策本部が福祉避難所の閉所を決定したときは、福祉避難所を閉所する旨を通知するものとする。

2 第5条第1項の規定は、甲が行う第1項の通知について準用する。

(運営に係る費用の負担等)

第10条 福祉避難所の開設、管理及び閉所に係る経費は、すべて甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定の内容が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、令和 年 月 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名及び押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 中野市三好町一丁目3番19号  
名 称 中野市  
代表者名 中野市長

乙 所在地  
名 称  
代表者名

「中野市福祉避難所開設・運営マニュアル」  
第1版 令和2年9月



中野市福祉避難所開設・運営マニュアル

発行年月 : 令和2年9月

発行者 : 中野市健康福祉部

電話 : 0269-22-2111 (内線367)

電子メール : [kaigo@city.nakano.nagano.jp](mailto:kaigo@city.nakano.nagano.jp)